

千葉県留学生受入プログラムの実績と課題

令和7年3月25日（木）

自治体・事業者向け！
外国人介護人材定着セミナー2025



プログラム開始の経緯

- 平成31年3月に県がベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省と覚書を締結し、同時にハノイ市内の日本語学校5校と介護を学ぶ留学生を支援する「千葉県留学生受入プログラム」の実施にかかる事業協定を締結した。
- 令和元年度から同プログラムを開始し、今年度第1期生が就職。
- ベトナムの日本語学校の学生と介護施設とのマッチング（ベトナムマッチング）の他に、既に県内の日本語学校等に留学している学生とのマッチング（県内マッチング）も実施している。

【在籍人数等】（ベトナムマッチング・県内マッチング合計）

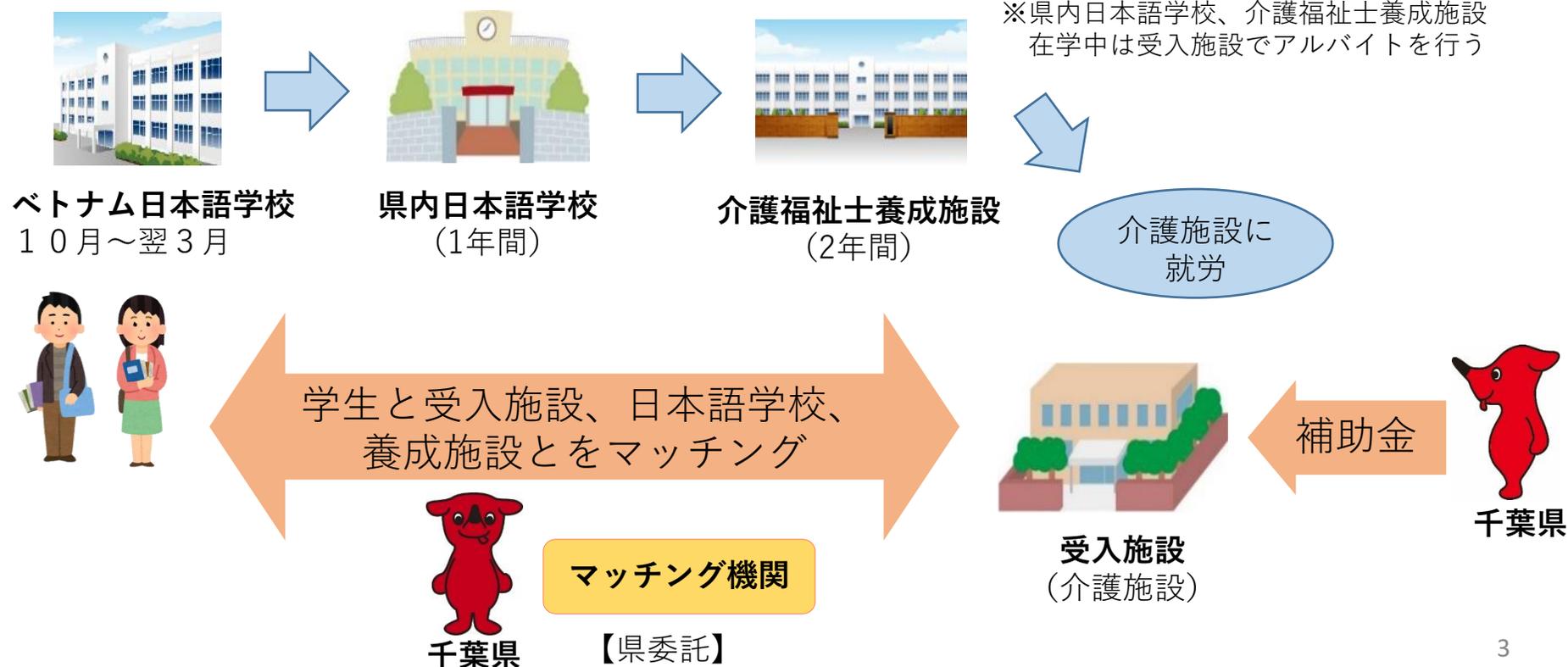
令和7年2月現在、186名が日本語学校・介護福祉士養成施設に在籍している。また、これまでに78名が学校を卒業し、介護施設に就職している。

1 プログラムの概要

在留資格「介護」を取得し、介護福祉士として県内介護施設で就労することを旨とする外国人留学生と、受け入れる介護施設を支援し、もって県内の介護職員の確保を図ることを目的として実施する。

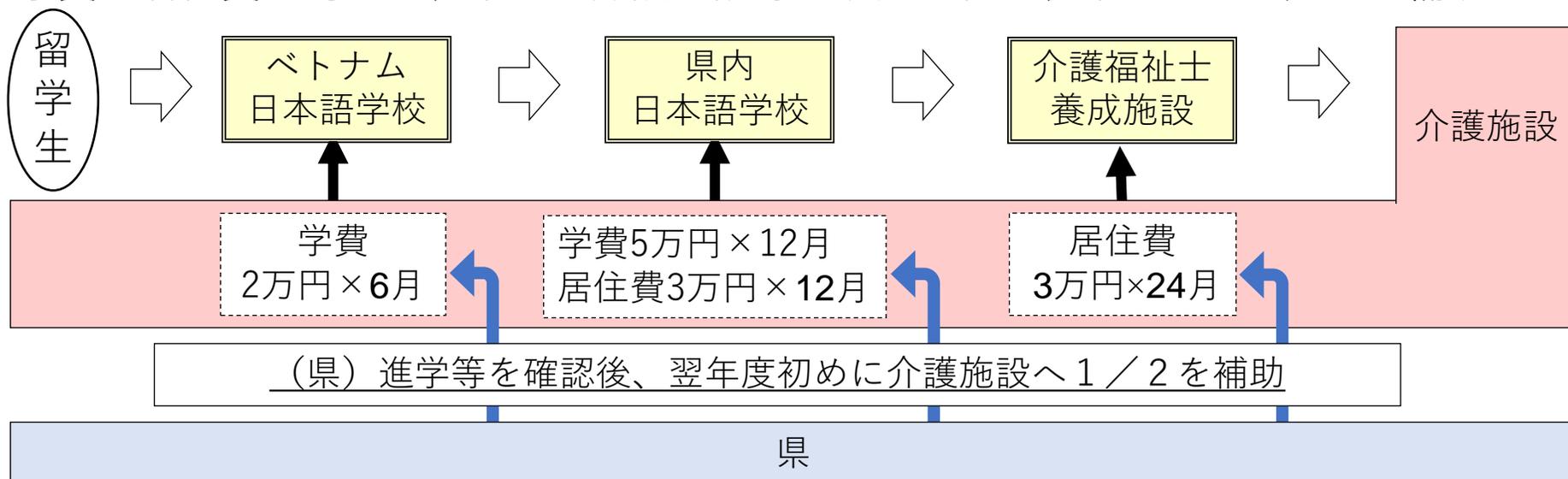
① マッチング支援

県とマッチング機関が、ベトナムの日本語学校から施設の就労までをつないでいく。



②学費及び居住費の支援

ベトナム日本語学校及び県内日本語学校、介護福祉士養成施設に在籍する留学生の学費と居住費に対して、県内の介護施設等が助成を行い、県はその1/2を補助する。



事業参加団体	助成対象	介護施設からの助成金 (年)	左のうち 県からの補助金 (年)	介護福祉士修学資金 (県社協による貸付)
現地日本語学校 (5校)	学費	120,000円	60,000円	
県内日本語学校	学費	600,000円	300,000円	
	居住費	360,000円	180,000円	
介護福祉士養成施設	学費			840,000円×2年
	居住費	360,000円×2年	180,000円×2年	

2 千葉県外国人介護人材支援センター

外国人介護職員や、介護分野への就職を目指す留学生、外国人を受け入れる施設等からの相談に対応する「外国人介護人材支援センター」を千葉県社会福祉協議会に委託し、「福祉人材センター」と一体的に運営。

< 業務内容 >

- ① 英語やベトナム語での対応が可能な外国人支援コーディネーターによる相談（窓口、電話、メール、SNS、訪問）
- ② 外国人介護職員の受け入れを検討する事業者を対象とした制度説明会
- ③ メンタルヘルスに関するセミナー
- ④ 外国人介護職員等の交流会
- ⑤ 外国人を受け入れる施設の管理者向け研修会
- ⑥ 「千葉県留学生受入プログラム」に参加する留学生のサポート

相談件数

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (12月末)	合計
195	102	166	167	238	253	1,121

千葉県外国人介護人材支援センター

介護にたずさわる 外国人の方を応援します。



仕事・勉強・生活などの悩みはありませんか？

相談できる日

月～土の10:00～18:00
※日曜、祝日、12/29～1/3はお休み
ベトナム語で相談 ▶ 月～金
英語で相談 ▶ 火、木、土
※相談時間は変動することがあります

相談できる人

外国人介護職員
介護福祉士の資格取得を目指している留学生の方
外国人介護人材を雇用している施設等の方
これから雇用してみようと考えている施設等の方等

千葉県外国人介護人材支援センター

TEL **0120-054-762**
FAX **043-306-2795**
メール supportcenter@chibakenshakyu.com

所在地 (ばしよ) 〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号
千葉県社会福祉センター1階

<http://www.cfcc.jp>



JR千葉みなと駅から徒歩10分
千葉都市モノレール
市役所前駅から徒歩5分

3. 実績と課題

参加人数等一覧 ※令和7年2月1日現在

	在学中					就職済					期別計
	現地日本語	県内日本語	養成1年	養成2年	在学計	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	就職計	
1期生					0	1	16	1	34	52	52
2期生				35	35			13	2	15	50
3期生				27	27			1	10	11	38
4期生			41	3	44					0	44
5期生	14	44			58					0	58
6期生	21	1			22					0	22
計	35	45	41	65	186	1	16	15	46	78	264

↳離職者なし

課題

- 地理的な要因（日本語学校及び介護福祉士養成施設の立地）により受入施設が限定される。
- 参加する受入施設の固定化。
- 経過措置の終了により長期的な就労ができなくなる可能性がある。



御清聴
ありがとうございます
ございました



千葉県留学生受入プログラムについて

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/ryugakusei.html>